

141号

関宿城跡

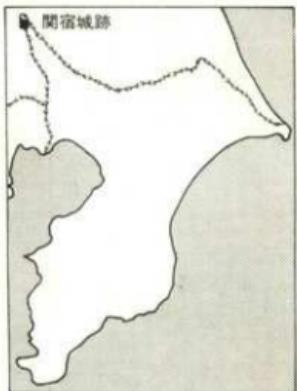
—東葛飾郡関宿町久世曲輪に所在する関宿城確認調査概報II—

1 9 8 8

千葉県教育委員会
財団法人 千葉県文化財センター

関宿城跡

—東葛飾郡関宿町久世曲輪に所在する関宿城確認調査概報II—



1 9 8 8

千葉県教育委員会
財団法人千葉県文化財センター

序 文

関宿町は、千葉県の最北端に位置しておりますが、近年では住宅も多く建ちはじめ、純農村地からベッドタウンとして的一面を見せております。

この町は、江戸時代、城下町として徳川家の譜代大名が代々配置され、幕府でも江戸防衛の北の要として重要視していました。

一方、近世から近代にかけては、利根川、江戸川を利用した水運の中継地としてもぎわいをみせ、それに関係した古文書等からもその様子を窺い知ることができます。

さて、関宿城については、その復原について地元から強い要望もありましたが、それに応えて千葉県教育委員会でも、博物館ネットワークの整備拡充を図るため、関宿城跡博物館(仮称)を建設することになっております。

このため、昭和60年度から歴史史料の所在調査を開始するとともに、城の規模や遺構等の検出を目的として、関宿域内の発掘調査を進めております。調査は、関宿町の協力を得て、61年度から実施し、62年度はその2年目に当たります。

今年度の調査の中心は、城域の測量と本丸跡、二の丸跡、三の丸跡を中心に発掘し、石組遺構や掘立柱建物跡、井戸跡等の遺構や近世の瓦、陶磁器類の他、火縄銃の鉄砲玉等の遺物を検出しております。特に、掘立柱建物跡は三の丸内に配置されていた侍屋敷の一部であることは間違いないものと思われます。

こうした遺構検出を目的とした調査は、関宿城を解明するに当たり、大きな役割を担うものであります。

このたび、今年度の成果をまとめた調査報告書を刊行する運びとなりました。本書が、学術的資料としてはもとより関宿城復原の基礎資料となるものと確信しております。

最後に、本調査の実施に当たり御協力いただいた関宿町、関宿町教育委員会をはじめ地権者の皆様や発掘調査を担当された(財)千葉県文化財センターに厚くお礼申し上げます。

昭和63年3月31日

千葉県教育庁

文化課長 竹内 一雄

例　　言

やきやじょうあと

1. 本書は、東葛飾郡関宿町久世曲輪に所在する近世城郭関宿城跡の確認調査概報である。
2. 本事業は、千葉県教育委員会の委託を受けた財団法人千葉県文化財センターが、千葉県教育文化課の指導のもとに実施したものである。
3. 調査は、昭和62年9月1日から同年10月13日まで行ない、併行して業者委託による地形測量を行っている。
4. 調査・整理作業および本書の作成にあたっては、当センター調査部長 堀部昭夫・部長補佐 古内茂・班長 小宮孟の指導のもとに、調査研究員 岡田光広が担当した。
5. 本書の執筆・編集は、岡田光広が担当した。
6. 第1図は、国土地理院発行の2万5千分の1、下総境・宝珠花を使用した。
7. 図版1に使用した航空写真は、京葉測量株式会社の提供によるものである。
8. 調査の実施にあたっては、千葉県教育文化課、関宿町教育委員会をはじめ、土地所有者秋山喜久治氏、飯塚誠治氏、奥原和氏、加藤仁氏、金子卯平氏、野中鷲市氏、藤井望見氏、吉瀬武氏、および地元のみなさん、当センター職員等多くの方々から協力を賜った。記して謝意を表したい。

目 次

序文

例言

I. 関宿城の位置と環境.....	1
II. 調査の経過と方法.....	3
1. 調査の経過.....	3
2. 調査の方法.....	3
III. 調査の概要と検出遺構.....	5
1. 調査地点の概要.....	5
2. 検出遺構.....	7
IV. 出土遺物.....	11
1. 遺構出土遺物.....	11
2. 各地点出土遺物.....	14
V. まとめ.....	19

挿図目次

第1図 関宿城跡位置図.....	2
第2図 調査トレンチ一覧図.....	4
第3図 石積跡実測図.....	7
第4図 遺構実測図及びトレンチ断面図.....	9
第5図 D-001号跡出土遺物実測図.....	12
第6図 F-001号跡出土遺物実測図.....	13
第7図 F-002号跡出土遺物実測図.....	14
第8図 各地点出土遺物実測図.....	15
第9図 各地点出土古銭拓影図.....	18
付 図 関宿城跡地形測量図及びトレンチ配置図	

表 目 次

第1表 B地点出土鉛玉計測表.....	17
第2表 古銭計測表.....	18

図 版 目 次

図版1 空から見た閑宿城	2. F地点, F-002号跡(東から)
図版2 1. A地点石積跡(南から) 2. A地点石積跡(西から)	図版7 1. F地点遠景(手前F-003号跡, 東から)
図版3 1. B地点遠景(南西から) 2. C地点, C-001号跡(北東から)	図版8 陶器(燈明具, 碗類)
図版4 1. D地点近景(東から) 2. D地点, D-001号跡(西から)	図版9 1. 磁器(碗) 2. 焼塙壺, 火鉢
図版5 1. E地点近景(東から) 2. F地点遠景(南から)	図版10 1. 土師質土器 2. 金属製品
図版6 1. F地点, F-001号跡(東から)	

I. 関宿城の位置と環境

関宿城は千葉県の最北端で、利根川と江戸川に挟まれた付近一帯を城郭とする。このため、川の水利を生かして城内に水堀を巡らせるなど、その景観は水城と呼べるものであった。

この位置は関東平野のほぼ中央付近にあたり、江戸までは直線にして約45kmの距離を測る。晴天の日には東に筑波山、北に日光連山等を見渡すことのできる眺望の良好な地でもある。

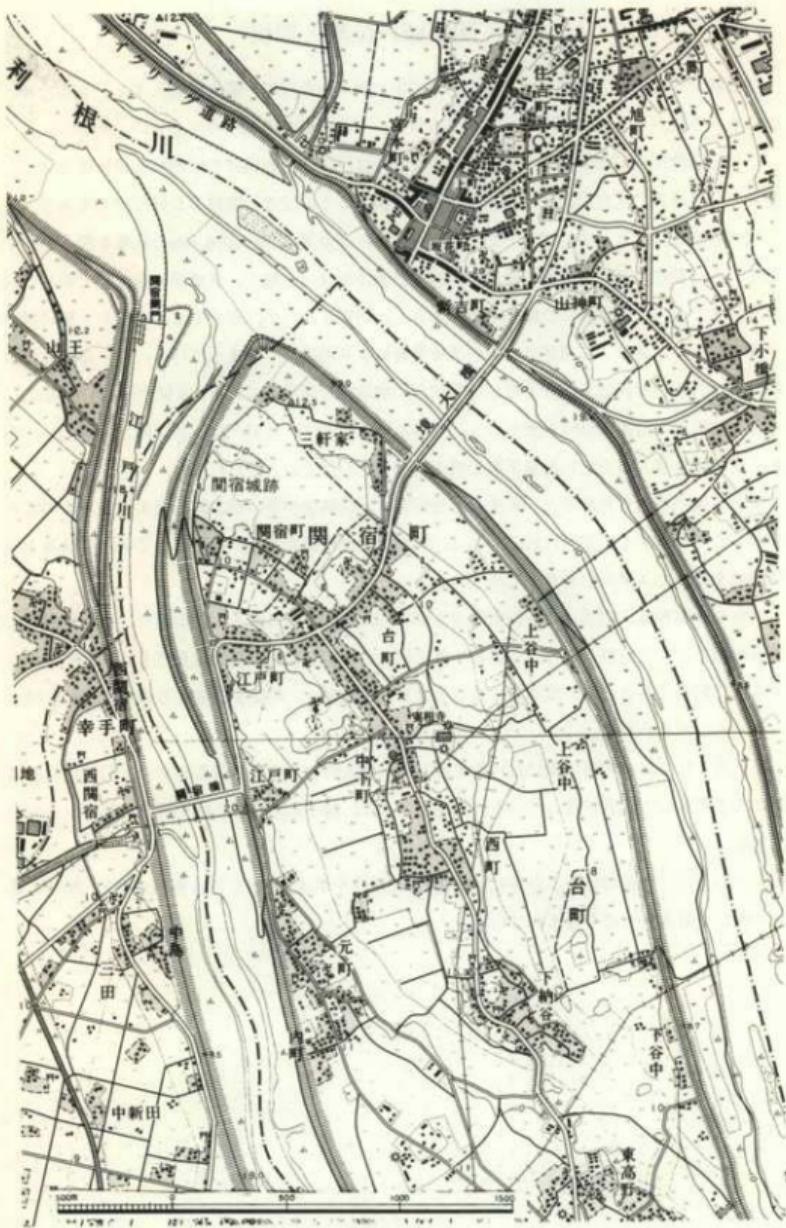
城の外郭は、本丸を中心にして北へ約0.2km、東へ約0.6km、南へ約0.6kmの距離を測る範囲である。西は現在の江戸川に接するが、関宿藩の領有地は川を越え、茨城県の猿島郡五霞村の大部分にまで及ぶ。外郭線には堀と土塁を巡らし、防御としたが、現在では、南側の一部に堀跡を残すのみで、北および東側は水田の圃条整備により消滅してしまっている。さらに本丸跡の約%を含む城内の西側大部分も既に江戸川河川敷地内に埋没している。天保全図等の絵図によると、外郭内の町割には侍屋敷という記述しか認められず、外郭内には武家町のみを配し、郭外に商人町や職人町をおいた城下町の構造を呈していたものと思われる。

現在の城内地地区を見渡すと、乳牛などを飼育する酪農家が多いが、藩士の末裔である旧家も少なからず存在する。主郭付近の地名は、関宿町久世曲輪であり、城主として明治の廃藩まで関宿城を治めた久世氏の名をとどめている。

武家の町割は、南北に走る桜町通りを中心に、東西方向に走る久保町通り、小姓町通り、鷹匠町通りにより分割される。小姓町や鷹匠町という地名は、全国的に見ても比較的多く存在する武家町名であるので、関宿城におけるこれらの地名も、町割を設定する際に意図的に付けられたものと思われる。

商人町としては、郭外南側に江戸町が存在し、職人町としては、郭外北東の現利根川堤防付近に大工町という地名が残っている。両地名ともに、城下町においては一般的に見られるものである。

以上の他に、周辺には多くの寺社が存在し、光岳寺や宗英寺、あるいは実相寺など、歴代の城主にゆかりのあるものも含まれている。



第1図 関宿城跡位置図 (1/25,000)

II. 調査の経過と方法

1. 調査の経過

関宿城の発掘調査は、関宿城を復原し文化施設として活用したいという地元の要望に関連して実施されたものである。調査は千葉県教育委員会が主体となり、昭和61年度から行っている。したがって今年度の調査は2年目にあたるもので、昨年度の調査概要と併せて説明してゆくことにする。

昨年度は、本丸跡として現存する2,440m²を対象に、400m²の確認調査を実施した。検出された遺構は、石垣跡(石積跡)、建物跡、溝状遺構等である。このうち石垣跡は、間知石を2段から3段に積み重ねた、あまり高くないもので、本丸を区画する塀に伴うものであると考えられるので、今年度から名称を石積跡に変更した。遺物は、棟瓦をはじめとする近世瓦、主に18~19世紀にかけて生産、使用された国内産陶磁器、在地産と思われる土師質土器、古銭等に加えて、古墳時代の円筒埴輪が検出されている。これらの概要については、既に調査概報として刊行されているので、参照していただきたい。

今年度の調査は、昨年度の調査成果を考慮にいれて、石積跡の延長を確認するための拡張調査と、外郭内の5地点に設定したトレンチの発掘調査に併行して、測量業者に委託した地形測量を実施した。

調査期間は、9月1日から10月13日までであるが、実働は23日間で、天候不順と、季節的に農繁期と重なったため、終始作業員の不足に悩まされた。調査に先立ち、8月中に測量業者の決定、ならびに調査地点の現地確認等を行った。9月1日には調査器材の搬入後ただちにA地点の石積跡の調査区設定と、B地点のトレンチ設定を行い、それぞれ発掘を開始した。C地点は9月8日に着手し、10日に現地表から約20cmの深さで建物跡と思われる遺構を検出した。今回の調査では、C地点だけが浅い位置で遺構を確認することができた。さらにD地点、E地点F地点の各トレンチの調査を順次実施したが、上層における遺構の存在は認められず、9月22日に上層の調査を終了、下層の確認調査に移行した。この結果、D地点においては地表下約1mから、井戸跡と思われる遺構を検出し、焼塩壺や燈明具、硯、碁石等の遺物も併せて検出した。F地点においても、地表下約1mの深度で、粘土をつき固めた礎石を伴う建物跡や、燈明皿、火鉢等を出土した土坑を検出、両地点における遺構の存在は、予想外に深いものであった。また、B地点では地表下約30cmから火縄銃の弾丸である多数の鉛玉を検出することができた。

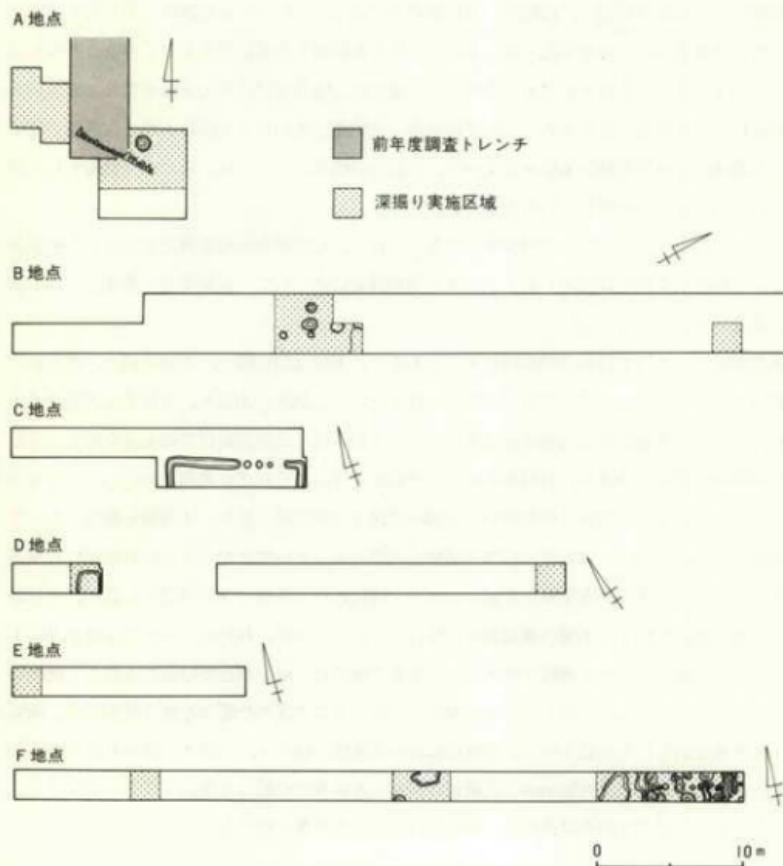
以上のような経過で調査は進行し、10月13日に全ての作業を終了した。

2. 調査の方法

調査は基本的にトレンチ法を採用している。A地点のみ昨年度に設定した基準点を用いて、

公共座標に沿う調査区の設定となっている。B～F地点においては、民有地のため借地上の制約もあり、トレンチの方向や面積については一定ではない。

各地点には、アルファベット順に名称を付し、石積跡の拡張調査を行った本丸跡をA地点、以下調査順にB～F地点とした。A地点のみ町役場が公園として管理する公有地であるが、他は全て民有地である。今回の調査も、発掘作業は全て人力で行い、埋め戻しのみ小型の重機を使用している。調査面積はA～Fの6地点合計で500m²である。



第2図 調査トレンチ一覧図

III. 調査の概要と検出遺構

1. 調査地点の概要(第2図)

A 地点

本地点は久世曲輪230-1番地に所在し、本丸跡として現存する町役場管理用地全体を指す。現地表面は全体に平坦で、標高約12mを測る。周囲の水田面との比高差は約2.5mである。城郭は全体が標高約11m前後の微高地上に位置しているが、本地点はそれよりも約1m高い。本丸の周囲は埋め立てられて水田になっているが、本丸を取り囲むように掘り巡らされた内堀に相当するものである。

今年度の調査は、昨年度検出された石積跡の規模と性格を解明するために、調査区を拡張したものである。調査は昨年度の図面をもとに、石積跡の延長上の両方向に発掘区を設定し、約50cmの表土を除去することから始まった。この結果、石積跡はさらに東南に延び、昨年度調査分と併せて約6mの長さで構築されていることを確認した。また、石積跡とほぼ同じ高さで、円形に集積された割石群を伴う平坦面を検出しており、石積の最終的な高さは、約40cmであることが判明している。

B 地点

本地点は、北北東に向かって半島状に突出する微高地全体を指す。標高は、11m前後を測りトレンチは微高地の先端付近に設定した。トレンチ設定区の地番は、久世曲輪258-4で、付近の現況は牧草地である。本地点は閑宿城の主郭部のうちでは遺存の最も良好な三の丸に相当する。本丸であるA地点とは、間に農道を挟む2列の水田により隔てられ、両地点間の距離は約150mを測る。

遺物は上層の発掘の際に、トレンチの北端付近から祥符元宝をはじめとする渡来銭6枚がまとまって出土しており、墓壙の存在が予想されたが、トレンチ北部からはそれと思われる遺構は検出できなかった。また、トレンチ中央やや南側付近からは、弾丸と思われる鉛玉が現地表下約30cm~60cmに及ぶ褐色土層から出土している。鉛玉の出土状態は、一ヶ所に集積されたものではなかったが、周囲を拡張した20m²の範囲内の検出数はちょうど100点を数え、この付近に鉛玉が集中していることは明らかである。さらに下層で、土壙等の落ち込みを検出し覆土の調査を行ったが、土壙内からは鉛玉の検出はなかった。時間的な都合で、これ以上調査区を拡張することができず、下層で検出した土壙と鉛玉の関係を明らかにすることはできなかった。

以上のように、調査は遺構の確認にまで及んだとは言い難いが、多数検出された鉛玉は、当時火縄銃の弾丸として用いられていたものであり、本地点が、城郭のうちでも主郭である三の丸に相当することを考え合わせれば、今後の調査次第で、弾薬庫等の遺構が確認されることは確実と思われる。

C 地点

本地点は、久保町738-1番地他に所在する。付近の標高は10m前後を測り、地形的に整形された痕跡のない平坦地である。トレンチは地境に沿って設定し、当初 2 × 20m の範囲を発掘したが、最終的な調査面積は60m²である。

表土は約20cmと薄く、やや粘土質の灰褐色土を確認面として、区画状に連続する溝状、およびピット状の遺構を検出した。掘り込みは全体に5～6cmと浅いが、掘り込み内には径1cm位の小石が、まばらに散き詰められたように存在するのが認められた。遺構の確認面は、標高約9.6mである。

遺物は、表土中から陶磁器の小片を主体に、灰褐色の釉を施した燈明皿1点と寛永通宝1枚を出土しているが、明確に遺構に伴うものではない。

D 地点

本地点は、久保町585番地から591番地に所在する。トレンチは、東から西のB地点基部付近に達する通称久保町通りの南側に面して設定した。本地点の西側には、南北に当時のものと思われる幅約1mの堀が存在するが、性格については明らかでない。通り沿いは、標高約10mを測る平坦面であるが、トレンチのすぐ南側は緩斜面を呈す。

検出された遺構は、規模、形状、出土遺物等から井戸跡に推定できるD-001号跡の1ヶ所である。本跡上の表土は約30cmで、表土除去後に遺物が集中して検出され始めたが、表土直下の土層面では遺構を識別することはできず、本跡を確認できたのは地表から約1m下位の、新期テフラと思われる褐色土層上面からである。

遺物は、D-001号跡で陶製の油差し、燈明皿等の燈明具および、土師質の焼塙壺の蓋と身、文房具である硯、玩具である土製の碁石など、比較的遺存状態の良好なものが多かった。

また、遺構外からも陶磁器類に加えて、銅製品である煙管の扱い口、刀の切羽などの遺物が出土した。

E 地点

本地点は、南北に走る通称桜町通りと、東から伸びる小姓町通りがクランク状に交差する付近の、小姓町1228-1番地に所在する。トレンチは、小姓町通りの北側に面する標高約10mの平坦面に設定した。トレンチ内からは、少量の陶磁器片等が出土しただけで、遺構は検出されなかった。本地点における地下水位は高く、この時期雨天が多かったということもあろうが、地表から約1.2mで湧水した。

F 地点

本地点は、桜町1045-1に所在する。クランク状の交差点を挟んで、E地点とは対角の位置である。F地点の東で南北に走る桜町通りは、前述のように久保町通り、小姓町通りと交差し、さらに南側でも鷹匠町通りと交差するなど、主要な三ヶ所の交差点を有している。桜町通り上

での各交差点間の距離は、久保町通り、小姓町通り間が約120m、小姓町通り、鷹匠町通り間が約160mである。この桜町通りは、現在では南端が江戸川堤防下に埋没してしまっているが、天保全図等の絵図には、延長上に樹形を有した城門の存在が記されている。

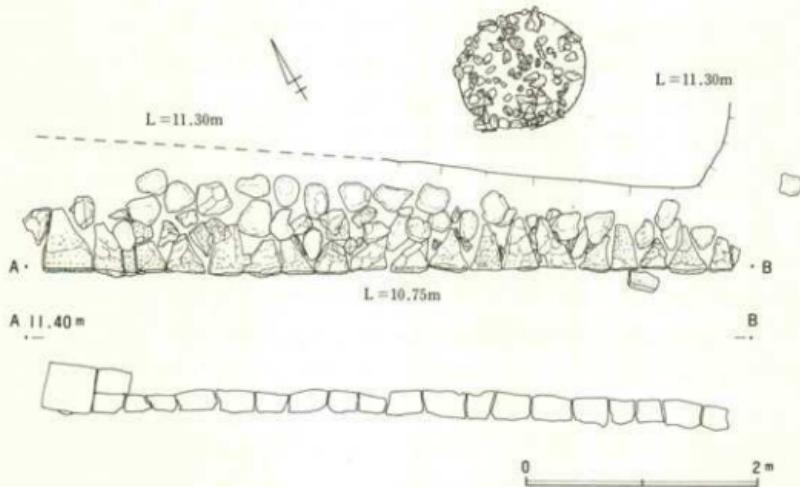
トレンチは、標高約10mを測る平坦面に設定し、 2×50 mの範囲を発掘した。付近の現況は陸田である。表土は約80cmと厚く、全面積を遺構確認面まで掘下げることはできなかつたが、トレンチ中央付近で、小型の土師質土器（カワラケ）5点などを出土した土塙（F-001号跡）を検出、桜町通りに面するトレンチ東側では、火鉢、燈明皿などを出土した土塙（F-002号跡）と、粘土をつき固めて、礎石として使用していたものと思われる建物跡（F-003号跡）などを検出した。

本地点における遺物の出土量は多いとは言えないが、F-003号跡のように、粘土とはいえ礎石を伴う建物跡が検出されたことは、当時の屋敷の間口等を知り得る手掛かりとなるもので興味ぶかい。

2. 検出遺構

石積跡（第3図、図版2-1, 2）

石積跡は、本丸に相当するA地点の南端付近で検出されている。今年度の調査は、昨年度検出された分の延長について行われているので、実測図は両年度分を併せて掲載し、説明も同様に行うこととする。



第3図 石積跡実測図

石積跡の長さは約6mを測り、方向はW-30°-Nである。石積は、安山岩の元石を角錐状に加工して配列されている。裏込には径20~30cm大の丸石を詰め、雨水のはけを良くするとともに、積み石の安定を保つ工夫がなされている。間知石の大きさは、西端部に位置するものだけ高さが約40cmを測り、他の石のちょうど2段分の高さに相当する。これより西側には石積は確認されず、積み石を抜き取ったと思われる痕跡も認められないことから、石積の西側はこの高さ40cmの間知石が、一つの区切りとなる役目を果たしたものと思われる。また、東端部分においても、これより先には石積跡が確認されなかつたが、この東端部から直角方向の北東に向かって、間知石を抜き取った際のものと思われる擾乱土層を検出しておる、この位置で石積は直角に方向を変えて構築されていた可能性が高い。

今年度は新たに石積の内側で、円形に集積された割り石群を伴う平坦面を検出している。割り石は、間知石と裏込の間に詰められたものと同じ石で、径約1mの範囲で集積されていた。検出されたレベルは標高約11.3mを測り、石積の最上部とほぼ同一のレベルであることから、石積は約40cmの高さを基本に、高さ20cmの間知石を2段に積み並べたものと推定できる。

C-001号跡（第4図、図版3-2）

本跡は、C地点に設定したトレンチの東側で検出されている。平面形は、浅い溝が方形の枠状に巡り、その開口部にもやはり浅い円形の掘り込みを3ヶ所に有する。全体の規模は東西に長さ約9.4m、掘り込みの深さ5~6cm、溝の幅40~50cmを測るものである。掘り込み内にはまばらではあるが、径1~3cm前後の小石が敷かれていたもののように残っていた。また、溝の開口部は長さ約2.9m、P1、P2、P3の各中心点間の距離は各々約80cm、P3と東側の溝端部間の距離は約80cmを測る。

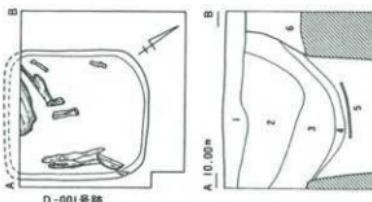
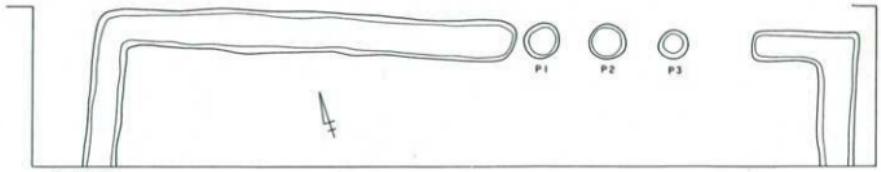
本跡は、全体の規模が不明であるが、かつては掘り込みの中一面に小石を敷き詰めていたものと思われるため、建物か塀などの基礎に相当するものであろう。

D-001号跡（第4図、図版4-2）

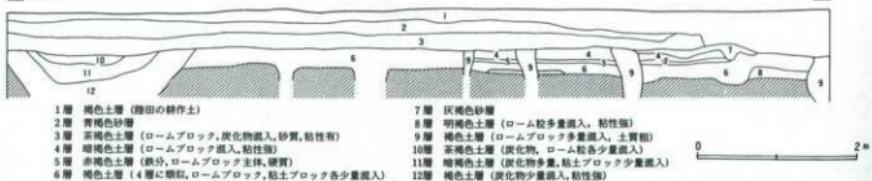
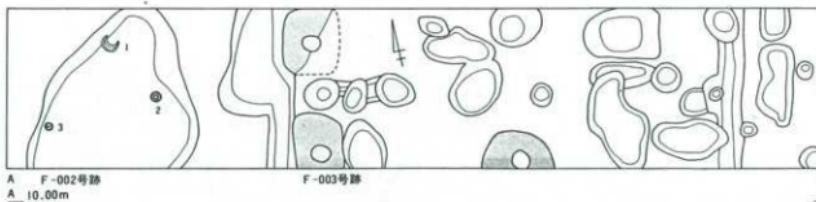
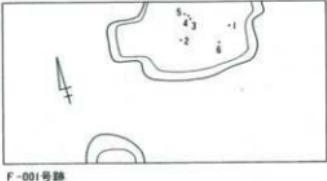
本跡は、D地点に設定したトレンチの西側において検出している。遺構確認面は、地表から約1m下位の新期テフラと思われる褐色土層上面であるが、遺物の出土状況やトレンチの土層断面から判断すると、本跡の覆土は表土下約20cmの位置から始まるものと思われる。平面形は隅丸の方形を呈し、一辺の長さは約1.6mを測る。地山への掘り込みはさらに深いが、地表から約2mの深度で湧水し、調査を断念せざるを得なかった。

遺物は、覆土の4層下部付近から、鉄軸の施された陶製の油差しや燈明皿、土師質の焼塩壺の蓋と身、硯、土製の基石などを出土している。また5層の上部付近では、樽の蓋か底に用いられたと思われる縁の丸い板や、表面の炭化した木片等を検出した。板は明らかに製品の一部であるが、その他のものは自然木との区別がつかない。

本跡は、その平面形と規模から井戸跡に推定できるものである。



- 1層 淡赤色土層(耕作土)
- 2層 淡赤色土層(ロームブロック少量、炭化物多量混入)
- 3層 茶褐色土層
(2層より下は土質変)
- 4層 茶褐色土層
(炭化物多量、鉄分少量混入)
- 5層 暗褐色粘土層
(鉄分多量混入)
- 6層 黒色土(腐根土質)



第4回 遺構実測図

F-001号跡（第4図、図版6-1）

本跡は、F地点に設定したトレーナーの中央付近で、地表下約70cmの深さから検出されている。平面形、規模ともに不明確であるが、掘り込みの深さは、確認面から約30cmを測る。

遺物は、覆土の上層から、径5cm前後の小型土師質土器5点と、寛永通宝1枚が出土した。

F-002号跡（第4図、図版6-2）

本跡は、F地点に設定したトレーナーの東端から、西に約9mの位置で検出されている。平面形は、南北に長軸を有する不整橢円形を呈するものと思われる。規模は、短軸約1mを測る。

掘り込みの深さは、湧水のため底が軟弱で不明瞭だが、5~60cmを測るものと思われる。

遺物は、土師質の火鉢、鉄軸の施された燈明皿、赤褐色を呈する蓋形土製品各一点づつが出土している。

F-003号跡（第4図、図版7-2）

本跡は、F-002号跡の東に隣接して検出されている。粘土を方形ないし、円形につき固めた礎石状の痕跡を三ヶ所で検出している。各々の中心部には、柱痕と思われる落ち込みを有し各柱痕中心間の距離は、南北に約1.4m、東西に約2.5mを測る。付近からは溝状および、円形等のビットが多数検出されたが、それぞれの性格や全体の様相については不明である。

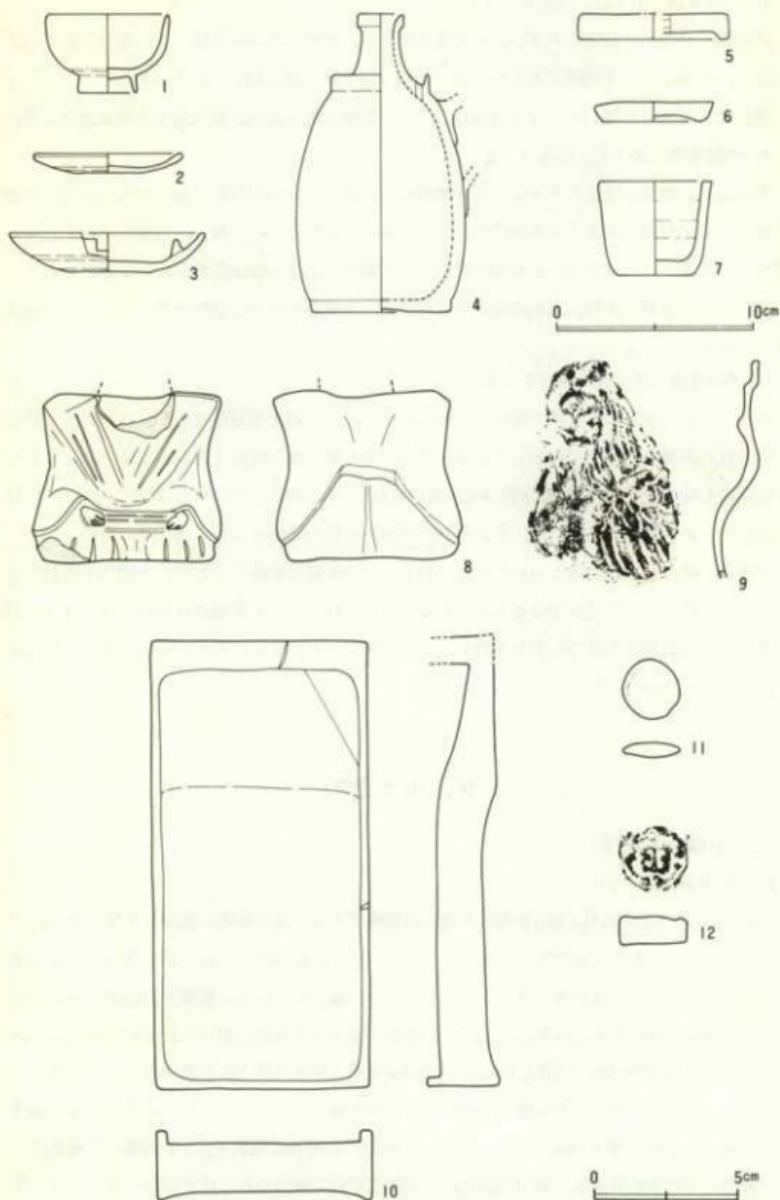
本跡は、明らかに建物跡と思われるが、粘土とはいえ礎石を伴うことで、一般に下級武士が居住した長屋とは、構造が異なるものであろう。いずれにしてもF地点においては、今後の調査次第で、各遺構同士はつながりを持ちながら性格づけられるものと思われる。なお、粘土面の標高は、9.15mを測る。

IV. 出土遺物

1. 遺構出土遺物

D-001号跡（第5図）

1は、口径6.1cm、器高4.0cmを測る小型の陶製碗である。淡灰褐色の釉がやや厚く施されている。猪口として使用されたものである。2は、口径7.6cm、器高1.0cmを測る陶製の小皿である。内面を中心に、鉄軸が薄く吹きつけられたように施されている。油煙等の附着は認められないが、縁を二重に有する燈明皿の上部で、燈芯をおさえるために用いられていたものと思われる。3は、外径10.2cm、内径7.0cm、高さ2.0cmを測る鉄軸の施された燈明皿である。縁を二重にして、内側の縁の一ヶ所に幅1.1cmの切り込みを施し、燈芯受けとしている。4は、底径7.3cm、器高15.1cmを測る陶製の油差である。外形状は徳利に類似するが、肩部には縁を巡らせ、胴部には把手を有する。縁の内側は、一ヶ所に穿孔が認められ、注ぎ口から回った油を受けける役割を果たしている。底面を除く全体に鉄軸が施されている。2~4は、機能的に燈明具



第5図 D-001号跡出土遺物実測図

と油差しという関係を持ち、陶土、施釉とともに類似することから、同一の場所で生産された可能性が高い。

5は、土師質の蓋形土器である。遺存率は約1/4で、推定径7.8cm、高さ1.3cmを測る。胎土中には砂粒、石英粒に加え、雲母粒も認められる。上面および側面は、研磨により調整され、内面には布目痕を有する。焼塩壺の蓋である。6も土師質の蓋形土器であるが、色調は5よりも赤味が強い。径6.0cm、高さ1.0cmを測る。上面には整形痕と思われる指紋を残し、側面から内面にかけて細かな布目痕を有する。やはり焼塩壺の蓋であるが、タイプ的に5とはやや異なるものである。7は、口径5.8cm、高さ4.8cmを測るもので、焼塩壺の身に相当する。内面は指ナデにより整形され、底部には糸切り痕を残す。体部に押印と思われる痕跡を認めるが、不明瞭で判読できない。色調、焼成ともに6に類似し、一対の蓋と身として用いられた可能性が高い。

8は、土製の人形である。頭部を欠損するが、現存高は6.0cmを測る。型押しにより成形された羽織、袴を着用する男子座像である。内部は空洞である。9は、土製の鶏形である。成形はやはり型押しによる。

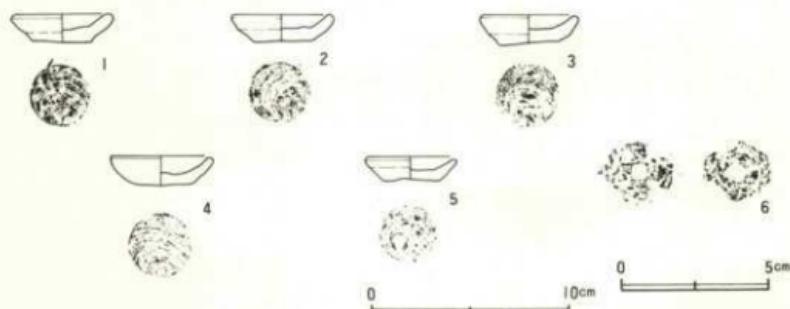
10は、長さ15.5cm、幅7.6cm、高さ2.5cmを測る長方硯である。材質は粘板岩が用いられ、色調は暗灰褐色を呈す。硯陰には凹を有し、その中央付近に『本高鳴石』の銘が線刻されている。

11は、土製の基石である。径2.0cm、厚さ0.5cmを測り、重量は1.9gである。12は、いわゆる泥面子である。径2.2cm、厚さ1.0cmを測り、表面中央には『田』の字状の文様が型押しされている。重量は6.1gである。

F-001号跡（第6図）

1～5は、いずれも小型の土師質土器（カワラケ）である。計測値は口径が4.8cmから5.1cm、器高が1.4cmから1.5cmを測るものである。全てロクロにより整形され、底部は回転糸切り後未調整である。色調も全て明褐色を呈し、油煙等の附着が認められるものは一点もなかった。

6は寛永通宝であるが、遺存状態は悪く、新、古寛永の区別はつかない。



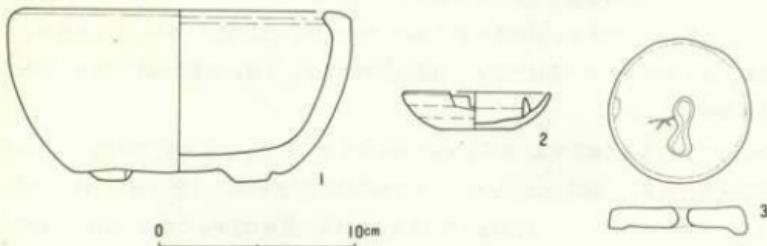
第6図 F-001号跡出土遺物実測図

F-002号跡 (第7図)

1は、口径17.4cm、器高8.5cmを測る土師質の鉢である。全体の約1/2を欠損するが、底部には足を有す。器形は、口唇部が内側に突出し、胴部がやや内湾みに立ち上がるものである。内面の口縁部付近にはススの附着が認められる。火鉢として使用されたものである。

2は、二重の縁を有する燈明皿である。計測値は外径7.5cm、内径5.0cm、器高1.8cmを各々測る。内縁の二ヶ所に幅0.5cmの切り込みを施し、燈芯受けとしている。色調は茶褐色を呈し、鉄釉が施されている。

3は、径7.0cm、高さ1.4cmを測る蓋形の土製品である。色調は赤褐色を呈し、焼成後に瓢箪状の孔が穿たれている。焼塙壺の蓋を二次的に使用したものと思われる。



第7図 F-002号跡出土遺物実測図

2. 各地点出土遺物

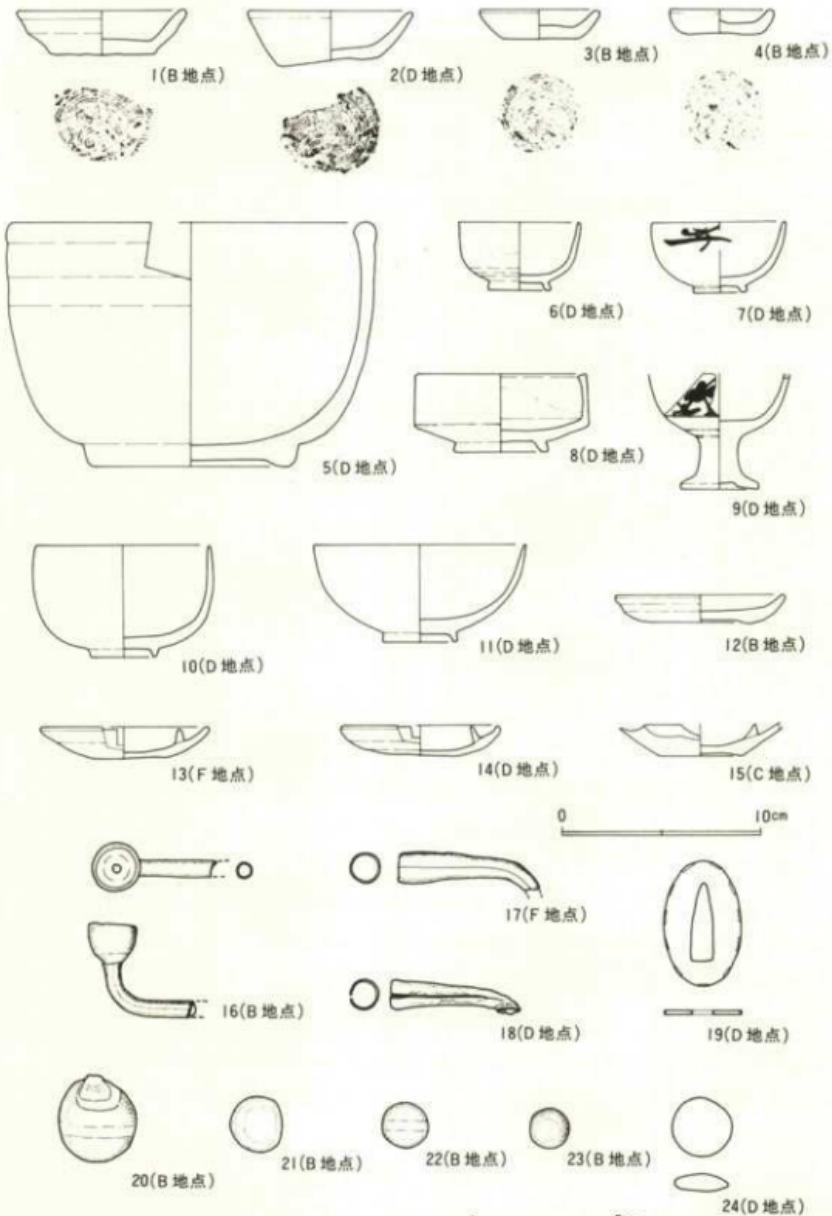
今回の調査では、A地点を除く5地点から遺物を検出している。ここでは各地点から出土した代表的な遺物を製品ごとに分類し、説明する。

土師質土器 (第8図1~4)

1は、口径8.6cm、器高2.2cmを測るもので、体部が直線的に開く器形を呈する。底部は回転糸切り後未調整で、口唇部に油煙の附着が認められる。B地点からの出土である。2は、口径7.4cm、平均器高2.6cmを測る。胎土中には砂粒等が認められ、焼成はやや不良である。体部に油煙の附着が認められる。D地点出土。3は、口径6.0cm、器高1.4cmを測る小型器である。4は口径5.3cm、器高1.2cmを測り、やはり小型器である。3、4ともに底部は、回転糸切り後指ナデによる調整が軽く施されるようである。いずれもB地点からの出土で、油煙等の附着は認められない。

陶磁器 (第8図5~15)

5は、口径18.8cm、器高12.2cmを測る比較的大型の陶器碗である。全体に淡緑褐色の釉が施されている。口縁部を部分的に欠損するが、片口を有していた可能性が高い。D地点出土。6



第8図 各地点出土遺物実測図

は、口径6.0cm、器高3.4cm、器台径3.2cmを測る小型の陶器碗である。釉の色調は灰褐色を呈し猪口である。7も猪口である。口径6.8cm、器高3.6cm、器台径2.7cmを測る。やはり灰褐色の釉が施されるが、施釉前に筆書きが行われている。8は、口径8.6cm、器高4.0cm、器台径4.7cmを測る陶器碗である。器壁に比べ底部がやや厚く、口唇部内面にかえりを有する。灰釉の施された香炉である。D地点からの出土である。9は、現存高5.8cm、底径4.9cmを測る仏飯碗である。染付により花文と回線が施されている。D地点出土。10は、口径8.9cm、器高5.6cm、器台径3.2cmを測る染付磁器碗である。文様は見込に鳥、外面に鳥と稻を描する。D地点出土。11は、口径10.8cm、器高4.9cm、器台径3.8cmを測る染付磁器碗である。文様は草花文を施し、吳須の色調はやや濃い。D地点出土。12は、口径8.5cm、底径5.0cm、器高1.4cmを測る陶器皿である。釉の色調は淡緑褐色を呈し、底面はヘラ削りにより整形されている。B地点出土。13は、F地点002号跡付近から出土した燈明皿である。二重の縁を有し、外径8.6cm、内径5.6cm、器高1.6cmを各々測る。内縁の一ヶ所に灰皿状の切り込みを施し、燈芯受けとするが、欠損しており幅は不明である。鉄釉が施されている。14も鉄釉の施された燈明皿であるが、内縁は内傾する器形を呈す。外径7.9cm、内径5.2cm、器高1.5cm、内縁への切り込みの幅0.8cmを各々測る。D地点出土。15は、C地点出土の燈明皿である。これも縁を二重に有するが、燈芯受けの切り込みは、やや丸みを帯びたV字状を呈し、他のものとは異なる。陶土の色調茶褐色、釉の色調灰白色を呈し、これも鉄釉燈明皿とは異なる。

金属製品（第8図16～23）

16は、煙管の雁首である。火皿は比較的深く、羅字結合部は欠損する。縦目は左側である。17および18は、煙管の吸い口である。いずれも端部を欠損する。縦目は右側である。煙管は全て銅製である。

19は、銅製の切羽である。縦長4.3cm、横長2.6cm、厚さ0.2cmを測り、表裏ともに縁は刻み目状に削られる。

20～23は、火繩銃の弾丸として使用された鉛玉である。鉛玉はB地点内の限られた範囲から合計100点が出土している。内容は、重量106gを量る最大のもの(20)が1点、重量35g前後のもの(21)が3点、重量20g前後のもの(22)が62点、重量12g前後のもの(23)が34点と、大別して4種類に分類できる。そのうち20に、表面を一部抉ったような痕跡が認められるほか、わずかにでも表面に平坦面を認めるものが36点を数えている。今回は全点についての実測図を掲載できなかったので、詳細は別表を参照していただきたい。

碁石（第8図24）

24は、土製の碁石である。径2.0cm、厚さ0.6cm、重さ2.1gを測る。色調は、明褐色を呈し着色の痕跡を認めないことから、白石として用いられたものであろう。碁は、江戸時代においては、將軍家により保護されたこともある、広く普及したものである。

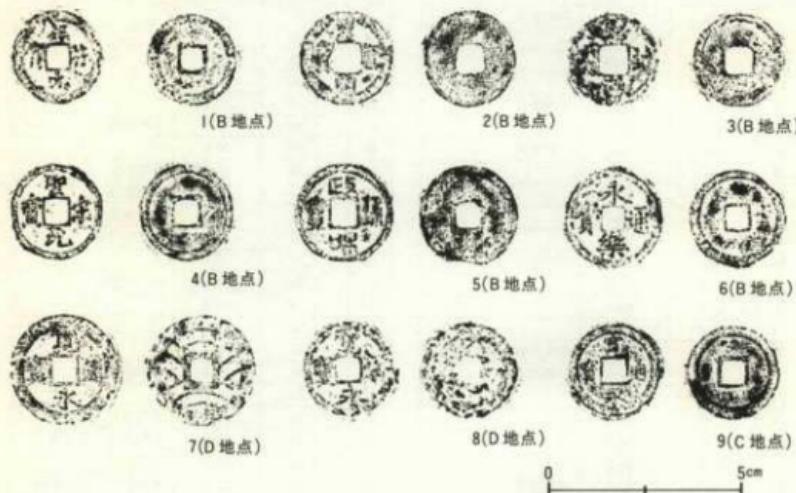
第1表 B地点出土鉛玉計測表

径(cm)	重量(g)	備考	径(cm)	重量(g)	備考	
1	1.50	11.7	平坦部有	51	1.30	12.0
2	1.50	20.0	第8回22	52	1.30	11.0
3	1.60	20.5	平坦部有	53	1.25	10.0
4	1.50	19.5		54	1.50	20.0
5	1.50	19.5		55	1.30	11.5
6	1.50	20.5		56	1.55	20.0
7	1.50	19.5	平坦部有	57	1.55	20.0
8	1.50	20.0		58	1.55	21.0
9	1.80	33.5		59	1.50	20.0
10	1.30	10.5		60	1.55	20.5
11	1.60	20.0	平坦部有	61	1.30	12.0
12	1.30	11.0		62	1.55	19.0
13	1.60	20.0	平坦部有	63	1.20	10.0
14	1.50	19.5		64	1.70	20.0
15	1.55	20.0		65	1.65	20.5
16	1.55	20.0		66	1.60	20.0
17	1.30	10.5		67	1.60	20.0
18	1.55	20.0	平坦部有	68	1.30	11.5
19	1.30	11.0		69	1.60	20.0
20	1.30	10.5		70	1.30	10.5
21	1.30	10.6		71	1.30	12.0
22	2.60	106.0	抉り痕有 第8回20	72	1.50	19.5
23	1.50	20.5	平坦部有	73	1.30	12.0
24	1.50	19.5		74	1.20	10.0
25	1.60	20.5		75	1.50	19.5
26	1.50	20.0		76	1.45	19.5
27	1.50	20.0		77	1.60	20.0
28	1.60	20.5	平坦部有	78	1.50	20.0
29	1.50	20.0		79	1.60	20.0
30	1.60	20.0	平坦部有	80	1.60	20.0
31	1.55	20.5		81	1.50	20.5
32	1.65	21.0	平坦部有	82	1.70	15.0
33	1.60	20.0	平坦部有	83	1.30	12.0
34	1.50	20.0		84	1.90	35.0
35	1.55	20.0	平坦部有	85	1.65	20.0
36	1.55	20.0		86	1.50	20.0
37	1.50	20.0		87	1.50	20.0
38	1.50	20.0		88	1.55	20.5
39	1.60	12.0	平坦部有	89	1.30	11.5
40	1.30	11.5	第8回23	90	1.60	20.5
41	1.25	14.0		91	1.45	12.5
42	1.35	20.0		92	1.30	12.5
43	1.50	20.0	平坦部有, 径は平均	93	1.55	20.0
44	1.50	14.0		94	1.55	20.0
45	1.35	20.0		95	1.30	11.5
46	1.55	20.0		96	1.90	36.5
47	1.60	20.0	平坦部有	97	1.20	9.5
48	1.80	20.5	平坦部有	98	1.20	12.0
49	1.30	11.5		99	1.20	10.5
50	1.30	12.0		100		欠損する

古銭(第9図)

遺構に伴わないで検出された古銭は、9枚を数える。

1～6は渡来銭で、1は祥符元宝、2は皇宋通宝、3は元豐通宝、4は聖宋元宝、5は政和通宝、6は永樂通宝である。7～9は寛永通宝で、7はいわゆる波銭、8は古寛永、9は新寛永である。なお、計測値等は別表を参照していただきたい。



第9図 各地点出土古銭拓影図

第2表 古銭計測表

No	名 称	出土区	初鑄年	直径(cm)	穿径(cm)	厚さ(cm)	重量(g)	備 考
1	祥符元宝	B地点	1008	23.47	0.54	1.17	2.43	
2	皇宋通宝	B地点	1039	24.34	0.72	0.81	2.27	
3	元豐通宝	B地点	1078	23.70	0.69	1.07	2.42	
4	聖宋元宝	B地点	1101	24.35	0.62	1.03	2.58	
5	政和通宝	B地点	1111	26.05	0.64	1.16	3.60	
6	永樂通宝	B地点	1408	24.87	0.56	1.46	2.81	
7	寛永通宝	D地点	1768	28.37	0.61	1.28	4.11	波銭
8	寛永通宝	D地点	1636	24.50	0.56	1.45	3.01	古寛永
9	寛永通宝	C地点	1668	23.75	0.60	1.00	2.26	新寛永
10	寛永通宝	F-001	—	22.86	0.49	1.73	—	

V. まとめ

関宿城跡の発掘調査は、昭和61年度から始まり、今回は2年目にあたる。今年度は、調査の対象区域を本丸の周辺に拡げ、城郭全体をカバーする地形測量の実施と、城郭内の6地点に設定したトレーニングの発掘調査を併せて行っている。これらの概要は、既に本文中でも述べてきたとおりであるが、もう一度各地点毎に検出された遺構、遺物を整理し、今後の課題としたい。

A地点は、本丸跡に相当し、昨年度の調査により確認できた石積跡の延長を、把握するためには拡張調査を行った。石積は、本丸を区画する塀に伴うものであるという考え方から、その延長線上にコーナー部分の検出が予想されたが、東端のコーナー部分と思われる箇所は、既に擾乱されており、間知石が抜き取られた様子であった。また、西側の延長部分は、石積が存在した痕跡すら認められず、あるいは門などが存在していたかもしれないが、昨年度の調査成果と合わせても、その性格づけは不十分である。

B地点は、三の丸に相当し、半島状に突出する微高地の地形は、絵図にも描かれており、ほぼ完全な形で残された郭である。今回の調査は、半島状の先端部付近を対象とし、注目できる遺物として、火縄銃の弾丸である鉛玉100点を検出している。確実な遺構を検出することはできなかったが、本地点は武器や弾薬を貯蔵、あるいは生産するといった攻防上のひとつの拠点的な役割を持つものと思われる。

C地点及びD地点は、主郭からはやや離れ、武士たちの居住空間を調査の対象とした。いずれも狭い面積の調査であり、トレーニングは武家屋敷の一端をかすめた程度のものとなっている。このため、屋敷内の構成を解明するには至らなかったが、陶磁器に加え、武器である切羽、文房具である硯、玩具である土製の碁石など、当時の武士の生活を偲ばせる遺物を多く検出することができた。

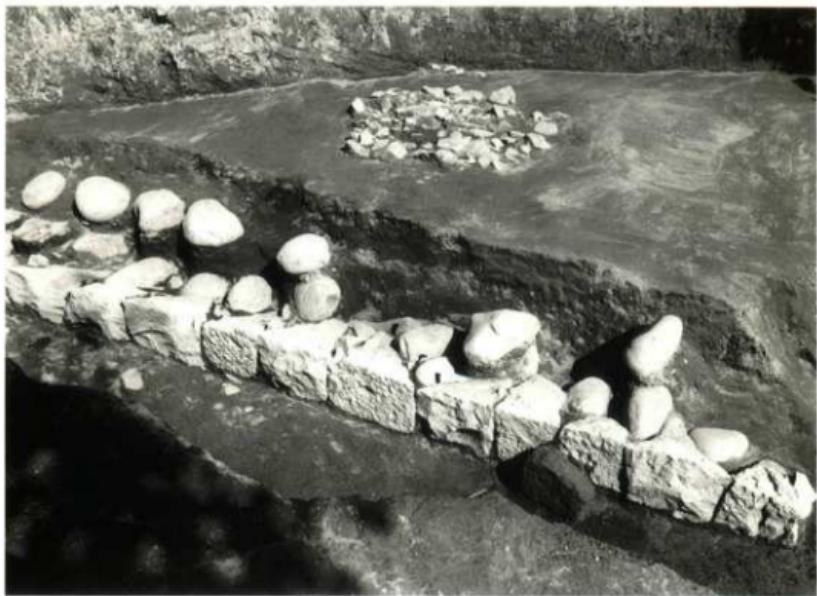
F地点においては、やはり武家屋敷等の存在が予想されたが、検出遺構は、土塙2基と粘土をつき固めた礎石を伴う建物跡1棟が主体となる。これらは周辺の拡張を含めた各遺構の配置等により、性格が解明できるものと思われ、今後は平面的な調査の必要があろう。

以上のように、遺構や遺物の内容は、当然のことながら各地点毎に様相を異にし、全体として城郭を構成している。現在までの調査では、陶磁器等の出土遺物の年代は、ほとんどが18～19世紀にかかり、関宿城築造の時期に遡る手掛かりは得られていないが、外郭内に武家町のみを配す町割そのものが、近世城下町ではもっとも完成に近い構造を呈するものと言われております。関宿城においても、城郭の構造を整えることができたのは、18世紀以降になってからのことと思われる。併せて今後は、文化財保護の観点からも、城郭内のみならず城下町全体を含めて、関宿城の在り方について考えられなければならないと思われる。

図 版



空から見た関宿城(上、昭和42年撮影・下、昭和61年撮影、縮尺不同)



1. A地点石積跡(南から)



2. A地点石積跡(西から)



1. B地点遠景(南西から)



2. C地点, C-001号跡(北東から)



1. D地点近景(東から)



2. D地点, D-001号跡(西から)



1. E地点近景(桜町通りと小姓町通りのクランク交差付近、東から)



2. F地点遠景(右側は桜町通り、南から)



1. F 地点, F-001号跡(土塙, 東から)



2. F 地点, F-002号跡(土塙, 東から)



1. F 地点近景(手前 F-003号跡, 東から)



2. F-003号跡礎石(粘土, 北から)



(D-001)



(D-001)



(D-001)



(F-002)



(D地点)



(B地点)



(F地点)



(D地点)



(D地点)



(D-001)



(D地点)



(D地点)

陶器(燈明具、碗)



(D地点)



(D地点)

1. 磁器



|



(D-001)



|



(F-002)

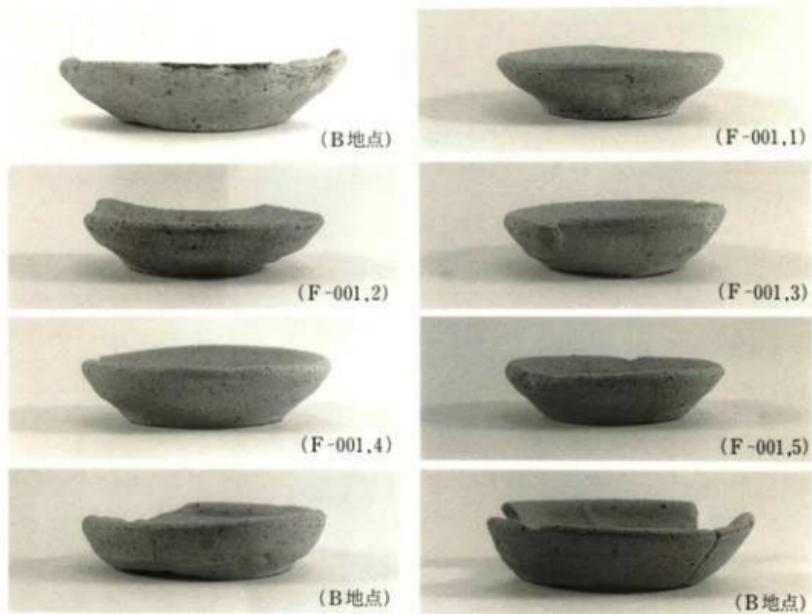


(D-001)

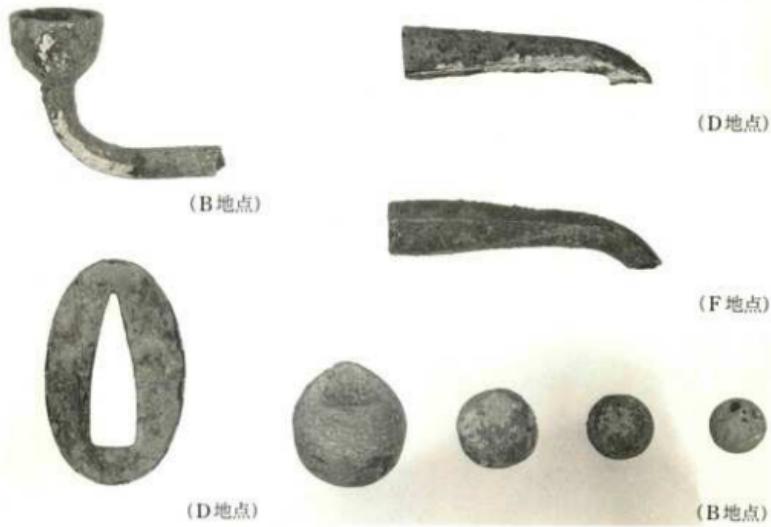


(F-002)

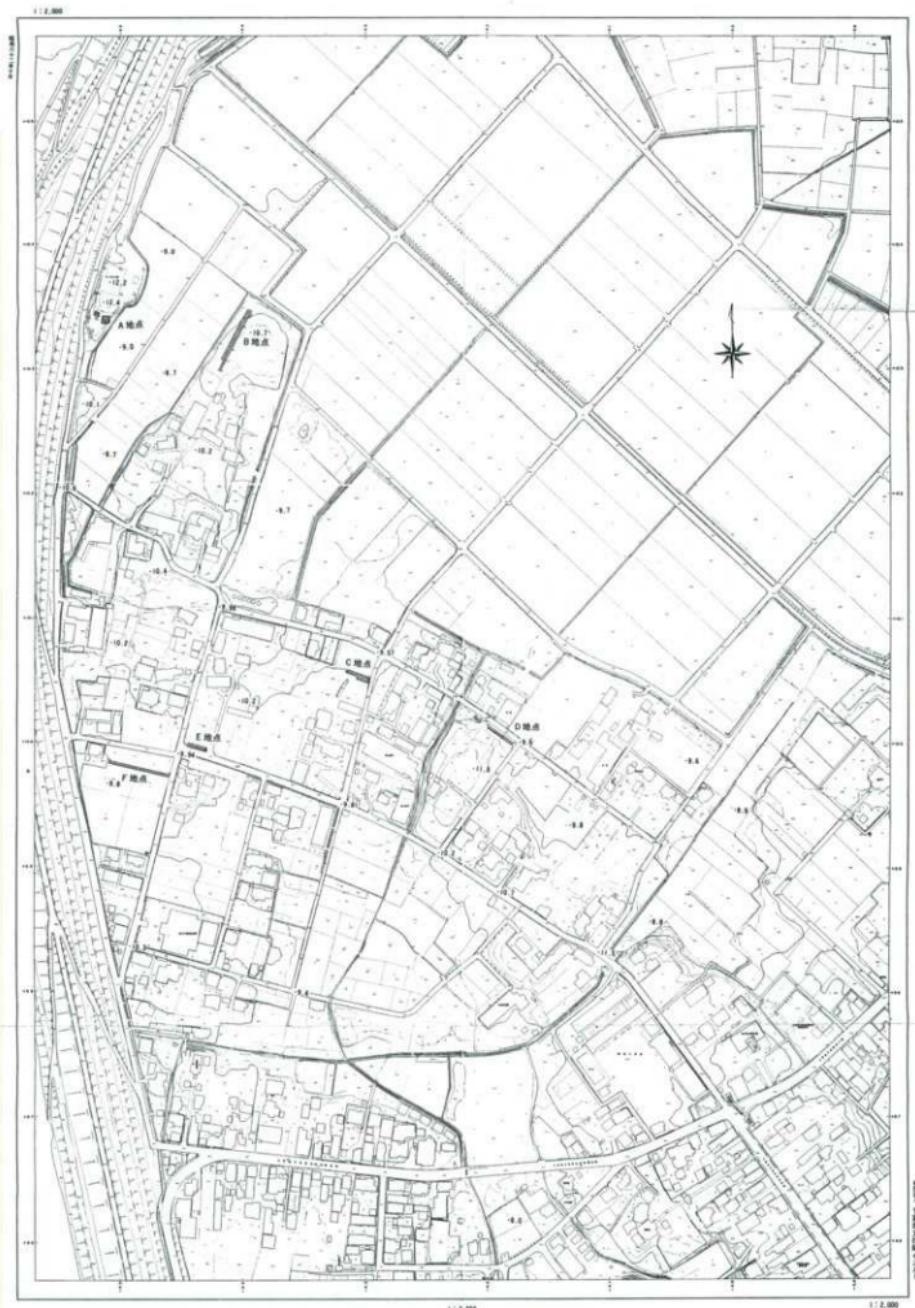
2. 焼塙壺、火鉢



1. 土師質土器



2. 金属製品



付図 関宿城跡地形測量図及びトレンチ配置図

閖宿城跡

—東葛飾郡閖宿町久世曲輪に所在する閖宿城確認調査概報II—

印刷 昭和63年3月25日

発行 昭和63年3月31日

発行 千葉県教育委員会

千葉市中央4-13-28 (0472) 23-4080

編集 財団法人 千葉県文化財センター

千葉市葛城2-10-1 (0472) 25-6478

印刷 有限会社 正文社

千葉市都町2-5-5 (0472) 33-2235
